

「東京しごと財団障害者就業支援課事務用ノートパソコンの賃貸借について」
に係る希望制指名競争入札について

1 総則

以下に示す入札の実施については、この文書（以下、「入札公示書」という）及び仕様書による。なお、本案件は「ビジネスチャンス・ナビ 2020」（以下、「ナビ」という）上で実施する。

2 仕様内容

別記 4 の要領にて掲載する仕様書による。

3 入札参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 平成 27 年度から 30 年度までの間に、行政機関等（公益法人を含む。）同規模又は同種の実績を有する者であること。
- (3) 本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社・本部機能の体制など、本契約の履行に必要な執行体制が整っていること。
- (4) 法令等を遵守していること。

本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 入札参加締切時において職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反した日から 5 年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札参加締切時までには是正を完了しているものを除く。ただし、公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という）の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから 2 年を経過していること。）
- ② 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ③ 入札参加締切時から過去 2 年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本契約の履行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ④ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
- ⑤ 入札参加締切時から過去 1 年間に於いて財団又は東京都等との賃貸借契約等における契約違反がない者
- ⑥ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）別表 1 号に該当するとして（事業協同組合等で

あるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者

※東京都暴力団排除条例

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1014199001.html

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20180718101352_1.pdf

- (5) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
- ① 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - ③ 破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者
 - ④ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ① 当該契約を締結する能力を有さない者(未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く)及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする)。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
 - (カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
- (8) 添付書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

4 仕様書について

- (1) 掲載期間：平成31年1月9日(水)～1月16日(水)17時
- (2) 掲載方法：ナビ (<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>) 上に掲載

※注1) 入札参加を希望する事業者は、ナビへの登録をお願いします。

5 入札公示書及び仕様書に関する質問について

質問は、ナビ上で受け付ける。

(1) 受付期間：平成31年1月9日(水)～1月16日(水)17時

回 答：平成31年1月18日(金)までに下記E-mailより入札参加申請者に送付する。
ただし、「3入札参加資格」を満たさない者への回答は行わない場合がある。

(2) E-mail：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

6 希望制指名競争入札参加申請書等の提出について

入札希望者は以下の書類を提出すること。なお、希望申請があっても必ずしも指名されるとは限りません。

(1) 提出書類（提出された書類は返却いたしません）

① 希望制指名競争入札参加申請書(様式1)

(代表者及び役職名を記載の上、代表者印（登記印）を押印すること)

② 直近に納期が到来した都税（事業税・都民税）納付書（領収印のあるもの）(写)
又は都税の納税証明書（写）

③ 会社概要（平成27～29年度）・実績一覧表（平成27～30年度）(様式2)

④ 前記③の表に記載の各契約先との契約書（写）

(契約件名・概要、当事者間の記名・押印、契約日のページのみで可とする)

⑤ 会社案内(パンフレット、HPの写し等)

⑥ 履歴事項全部証明書（提出の日から3ヶ月以内に発行されたもの（写））

⑦ 直近3期分の決算書

(連結決算を行っている場合は、企業単体及び連結決算両方の財務諸表一式)

⑧ 経営指標一覧(様式3)

(2) 提出方法：ナビ上に電子データを添付し提出すること。

(1ファイル10MBまで、最大10ファイル添付可能)

(3) 提出期間：平成31年1月9日(水)～1月16日(水)17時

(4) 指名通知：指名結果通知書を入札参加申請者に送付する。

(指名されていない方は入札に参加できません)

7 入札の実施及び入札結果の連絡について

(1) 入札方法：ナビ上で実施する。

ナビにて金額を入力した上で、代表者及び役職名を記載し代表者印（登記印）を押印した入札書（PDF等）を添付すること。

(2) 入札期間：平成31年1月25日(金)～1月28日(月)

(詳細は指名結果通知書送付後にナビ上に掲載する)

(3) 入札結果：下記E-mailより入札参加者に送付する。

nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

8 受託者選定までのスケジュール(予定)

1月9日(水)	入札公示、仕様書掲載開始
1月9日(水)	希望制指名競争入札参加申請開始
1月9日(水)～1月16日(水)	入札公示書及び仕様書に関する問合せ受付期間
1月16日(水)	入札公示、仕様書掲載終了
1月16日(水)	希望制指名競争入札参加申請締切
1月18日(金)	上記問合わせの回答を入札参加申請者に送付
1月21日(月)	指名業者選定委員会にて指名業者決定
1月21日(月)	指名通知書送付
1月25日(金)～1月28日(月)	入札
1月28日(月)	開札、落札者決定

※本予定は変更される場合がある。

9 契約情報の公表

本契約が、22.10.1付東京都総務局22総行革第26号「競争性のない都財政支出を財源とする事業に関する監理団体の経営情報の公表について」による公表対象となる場合、受託者は公表に同意すること。公表に同意しない場合は、契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

10 契約の締結について

本契約は、入札書に記載された金額に当該契約の 100分の8に相当する額 を加算した金額を契約金額とする。

なお、本契約は平成31年度収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。

11 連絡先

(公財) 東京しごと財団 総務課経理係 担当：諸見、篠原
千代田区飯田橋三丁目10番3号 TEL：03-5211-2308
E-mail：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp